

徳島県訓令第1号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局

職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令

職員の人事取扱規程（昭和四十二年徳島県訓令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「定数内職員」を「職員」に改める。

別表の1の項 の発令の形式の欄を次のように改める。

氏 名

徳島県職員に任命する

（部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称，役職名）に補する
何職給料表何級に決定する
何号俸を給する

別表の1の項 の発令の形式の欄を次のように改める。

氏 名

徳島県職員に任命する

（職名）に補する
（部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称）勤務を命ずる
何職給料表何級に決定する
何号俸を給する

別表の2の項 の発令の形式の欄を次のように改める。

氏 名

徳島県職員

（部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称，役職名）に補する
（何級に決定する）
（何号俸を給する）

別表の2の項 の発令の形式の欄を次のように改める。

氏 名

徳島県職員

（職名）に補する
（（部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称）勤務を命ずる）
（何級に決定する）
（何号俸を給する）

別表の5の項 の発令の形式の欄を次のように改める。

氏 名

他の機関名及びその機関の職

徳島県職員に併任する
(部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称，役職名)に補する
給料は支給しない

氏名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
他の機関名及びその機関の職
氏 名

徳島県職員に併任する
(職名)に補する
(部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称)勤務を命ずる
給料は支給しない

氏名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
徳島県職員
氏 名

(部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称，役職名)に補する
(何職給料表何級に決定する)
(何号俸を給する)

氏名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
徳島県職員
氏 名

((職名) に補する)
(部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称)勤務を命ずる
(何職給料表何級に決定する)
(何号俸を給する)

氏名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
休職徳島県職員氏 氏 名

休職徳島県職員氏 氏 名

氏名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
休職徳島県職員
氏 名

復職を命ずる
(部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称，役職名)に補する
(何級に決定する)
(何号俸を給する)

氏名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
休職徳島県職員
氏 名

復職を命ずる
((職名) に補する)
(部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称)勤務を命ずる
(何級に決定する)
(何号俸を給する)

氏名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
休職徳島県職員
氏 名

氏名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
休職徳島県職員
氏 名

(何級に決定する)

(部等，東部各局，

部等」イ'	(何号俸を給する) (部課，東部各局，センター等又は総合県民局の名称) 勤務を命ずる	民局の名称) 勤務を (何級に決定する) (何号俸を給する)
-------	---	--------------------------------------

センター等又は総合県 命ずる	ロウズウ' 回ウ' 中	(何級に決定する) (何号俸を給する) (部課，東部各局，センター等又は総 県民局の名称) 勤務を命ずる)
-------------------	-------------	--

合 ル	(部等，東部各局，センター等又は総合 県民局の名称) 勤務を命ずる) (何級に決定する) (何号俸を給する)	ロウズウ' 回ウ' の第 88 のウ' の第
	イ	イ

今ノ注ハロウズウ' の第 88 のウ' の第 89。

氏 名
地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第 3 条第 1 項第何号の規定に基づき徳島県職員に任命する
(部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称，役職名) に補する
一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第 5 条第何項に規定する給料表何号俸を給する
任期は何年何月何日までとする
ウ' の第 88 のウ' の第 89 の注ハロウズウ' の第 89。

氏 名
地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第 3 条第 1 項第何号の規定に基づき徳島県職員に任命する
(職名) に補する
(部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称) 勤務を命ずる
一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第 5 条第何項に規定する給料表何号俸を給する
任期は何年何月何日までとする
ウ' の第 88 のウ' 中「部課」ル「部等」ロウズウ' 回ウ' 中「第 4 条第 1 項(第 4 条第 3 項

イ」ル「第 4 条第何項」ロウズウ' 回ウ' 回ウ' の第 89 のウ' 中「ウ'」ウ' の注ハロウズウ' の第 89 の注ハロウズウ' の第 89。

氏 名

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 3 条第 2 項の規定に基づき徳島県職員に任命する
(部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称，役職名) に補する
何職給料表何級に決定する
何号俸を給する

任期は何年何月何日までとする
第 1 項 の 中 「 部 課 」 や 「 部 等 」 と 記 載 回 頁 の 前 に 次

氏 名

地方公共団体の一般職の任期付職員を採用に関する法律第 3 条第 2 項の規定に基づき徳島県職員に任命する
(職名) に補する
(部等, 東部各局, センター等又は総合県民局の名称) 勤務を命ずる
何職給料表何級に決定する
何号俸を給する
任期は何年何月何日までとする

第 2 条第 1 項 の 中 「 公 益 的 法 人 等 へ の 一 般 職 の 地 方 公 務 員 の 派 遣 等 に 関 す る 法 律 第 2 条 第 1 項 」 と 記 載 回 頁 の 中 に 「 公 益 的 法 人 等 へ の 一 般 職 の 地 方 公 務 員 の 派 遣 等 に 関 す る 法 律 第 2 条 第 1 項 」 と 記 載 回 頁 の 中

38 定年前再任用短時間
勤務職員
役付職員に再任用

氏 名

地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき徳島県職員に任命する
1 週間当たり何時間何分勤務とする
(部等, 東部各局, センター等又は総合県民局の名称, 役職名) に補する
何職給料表何級に決定する
任期は何年何月何日までとする

氏 名

その他の職員に再任用

地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき徳島県職員に任命する
1 週間当たり何時間何分勤務とする
(職名) に補する
(部等, 東部各局, センター等又は総合県民局の名称) 勤務を命ずる
何職給料表何級に決定する
任期は何年何月何日までとする
徳島県職員 氏 名
地方公務員法第 2 2 条の 4 第 3 項の規定による任期の満了により本職を免ずる

第 2 条第 1 項 の 中 「 公 益 的 法 人 等 へ の 一 般 職 の 地 方 公 務 員 の 派 遣 等 に 関 す る 法 律 第 2 条 第 1 項 」 と 記 載 回 頁 の 中

何職給料表何級に決定する

何号俸を給する

(部課, 東部各局, センター等又は総合県

(部等
民局の
何職給

<p>23 定年退職の特例による勤務</p> <p>定年退職の特例の期間の延長</p> <p>定年退職の特例の期間の繰上げ</p> <p>定年退職の特例が適用されない職員への転任等</p> <p>定年退職の特例の期限の到来</p>	<p>徳島県職員 氏 名</p> <p>地方公務員法第28条の7第1項の規定に基づき何年何月何日まで引き続き勤務を命ずる</p> <p>徳島県職員 氏 名</p> <p>地方公務員法第28条の7第2項の規定に基づき定年退職の特例の期限を何年何月何日まで延長する</p> <p>徳島県職員 氏 名</p> <p>職員の定年等に関する条例第4条第4項の規定に基づき定年退職の特例の期限を何年何月何日に繰り上げる</p> <p>徳島県職員 氏 名</p> <p>定年退職の特例が適用されない職員となつた</p> <p>徳島県職員 氏 名</p> <p>地方公務員法第28条の7第何項の規定に基づく定年退職の特例の期限の到来により本職を免ずる</p>
<p>21 管理監督職勤務上限年齢による降任等</p> <p>役付職員から役付職員</p> <p>役付職員からその他の職員</p>	<p>徳島県職員 氏 名</p> <p>地方公務員法第28条の2第1項の規定に基づき（部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称，役職名）を免じ（部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称，役職名）に補する</p> <p>（何級に決定する）</p> <p>（何号俸を給する）</p> <p>徳島県職員 氏 名</p> <p>地方公務員法第28条の2第1項の規定に基づき（部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称，役職名）を免じ（職名）に補する</p> <p>（部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称）勤務を命ずる</p> <p>（何級に決定する）</p>

異動期間の延長	(何号俸を給する) 徳島県職員 氏 名 地方公務員法第 2 8 条の 5 第何項の規定に 基づき異動期間を何年何月何日まで延長す る
---------	--

附 則

- 1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 令和十四年三月三十一日までの間、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第六條第一項若しくは第二項の規定により採用される職員に交付する特令書に記載する発令の形式は、職員の人事取扱規程別表に定めるもののほか、次の表の例により行うものとする。

種 類	発 令 の 形 式	摘 要
暫定再任用職員 1 役付職員に再任用	氏 名 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 4 条第何項（第 6 条第何項）の規定に基づき徳島県職員に任命する 1 週間当たり何時間何分勤務とする （部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称，役職名）に補する 何職給料表何級に決定する 任期は何年何月何日までとする 氏 名	勤務形態が 常時勤務の 場合は，1 週間当たり の勤務時間 を記載しな いものとし る。（以下 同じ。） 担当事務を 指定する場 合は，補職 発令の役職 名の次に「 （何担当） 」を付記す るものとし る。（以下 同じ。）
2 その他の職員に再任用	氏 名 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 4 条第何項（第 6 条第何項）の規定に基づき徳島県職員に任命する 1 週間当たり何時間何分勤務とする （職名）に補する （部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称）勤務を命ずる 何職給料表何級に決定する 任期は何年何月何日までとする 徳島県職員 氏 名	
3 役付職員の任期の更新	氏 名 （1 週間当たり何時間何分勤務とする） （（部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称，役職名）に補する）	

	<p>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）（附則第6条第3項において準用する同法）附則第4条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する</p> <p>徳島県職員 氏 名 （1週間当たり何時間何分勤務とする） （（部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称）勤務を命ずる）</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）（附則第6条第3項において準用する同法）附則第4条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する</p>	
4	その他の職員の任期の更新	
5	任期満了による退職	